

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

本庄市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 本庄市の農業の概況	
2 本庄市の農業の現状と課題	
3 効率的かつ安定的な農業経営の目標	
4 農業経営基盤の強化の促進に関する取組	
5 認定農業者への指導・研修	
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
1 個別経営体	
2 組織経営体	
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 2
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	1 2
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 本庄市が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	1 3
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	
第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項	1 4
1 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第4条第3項第1号に掲げる事業	
2 農地中間管理機構が行う事業	
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地 利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4 埼玉ひびきの農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進	
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保	
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第7 その他	2 1

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本庄市の農業の概況

本庄市は、埼玉県の北西部に位置し首都圏80kmにあり、上越新幹線本庄早稲田駅を中心とする埼玉県の北の玄関都市として発展を続けている。北は利根川を境にし、西は上里町を介してそれぞれ群馬県に接し、JR高崎線、八高線、上越新幹線、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道17号、254号、462号などの主要道が縦横に走り、首都圏及び上信越方面を結ぶ交通の要衝となっている。

本庄市における農業生産形態は、本庄地域（旧本庄市）では主に北部地域と南部地域に区分されている。北部地域は、利根川流域の肥沃な沖積層の平坦地で、土地基盤整備事業や農業構造改善事業等により、ほ場や環境の整備がなされ、恵まれた土地や生産環境を利用した施設野菜及び露地野菜を中心とした野菜生産の主要な地域である。南部地域は、洪積層の水田地帯で、米麦作を中心に露地野菜・畜産等を取り入れた複合経営を展開している。一方児玉地域（旧児玉町）の農業は、地質条件等から区分して南部の山沿地域と北部の平坦地域に区分できる。南部地域は、畑の面積が多く、畜産、露地野菜、椎茸等を中心とした多作目による複合経営が主体となっている。北部地域は、米麦作を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、露地野菜の栽培導入が進んでいる。

今後は、特にこのような野菜生産において、担い手を中心に高収益性の作目・作型を導入して、地域として更に産地化を図ることとする。

また、主穀を中心に経営規模の拡大を志向する農家と露地・施設野菜等による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農用地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 本庄市の農業の現状と課題

本庄市の農業構造については、1戸当たりの平均耕地面積が、約290アールであるが、首都圏に位置するため、恒常的勤務による副業的農家が多く、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大志向農家への農用地の権利移動はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって副業的農家の高齢化が進み、土地改良や機械更新時や世代交代等を機にして、急速に農用地の権利移動が進む可能性が高まっている。

一方中山間地域である金屋・秋平地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が進まないばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本庄市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これからの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

本庄市は、将来の本庄市農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する措置を総合的に実施する。

まず、本庄市は、隣接する上里町、神川町、美里町とともに、埼玉ひびきの農業協同組合、本庄市農業委員会、本庄農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、児玉地域担い手育成総合支援協議会と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対し上記の児玉地域担い手育成総合支援協議会とともに営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会委員や農地利用最適化推進委員等による掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立も手法として検討する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地の貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農用地貸借等の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営発展を助長するため、本庄農林振興センターの指導の下に、既存露地・施設野菜等の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である金屋・秋平地区においては、農用地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業集団の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な副業的農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、本庄市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本庄市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 認定農業者への指導・研修

本庄市は、児玉地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び埼玉ひびきの農業協同組合支店単位の研修会の開催等を本庄農林振興センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本庄市の令和4年度の新規就農者は11人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である野菜の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本庄市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業者経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、本庄市においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標
本庄市及び周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1800時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の種類ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本庄市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本庄市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおり（農業経営の指標〔個別経営体〕NO. 1からNO. 12、〔組織経営体〕NO. 1からNO. 2）である。

また、主穀単一経営・いちご複合経営・果樹経営・肉用牛経営等、例示するに至らなかったが、本庄市の農業振興の上で、育成すべき経営体として補足する。

1 [個別経営体] (農業経営の指標の例)

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
1	主穀複合経営 基幹従事者2人	<p><基幹作目></p> <p>水稲 4 ha 小麦 10 ha ねぎ 1.0 ha</p> <p><経営規模></p> <p>畑 2 ha 水田 10 ha (うち 8ha期間借地)</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場 100㎡ 施肥田植機 1台 乾燥機 1台 ドリルシ-ダ- 1台 自脱型コンバ-ン 4条 グレ-ンタンク1台 トラクタ-50ps,30ps各1台 ねぎ植付機 1台 ねぎ皮むき機 1台</p> <p><経営条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場は基盤整備された1区画30aのはん用水田 ・畑は灌水施設完備 ・乾燥は自家用 ・定植機利用による省力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営の把握と分析 ・青色申告の実施 ・パソコン利用による経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
2	露地野菜・主穀経営 基幹従事者2人	<p><基幹作目></p> <p>水稲 2 ha ねぎ 1.0 ha ブ-ロコ-リ- 秋冬 1.5 ha 初夏 0.8 ha</p> <p><経営規模></p> <p>畑 2 ha 水田 3 ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場 100㎡ 田植機 1台 自脱型コンバ-ン 乾燥機 1台 トラクタ- 30ps 1台 ねぎ植付機 1台 ねぎ皮むき機 1台</p> <p><経営条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場は基盤整備された1区画30aのはん用水田 ・畑は灌水施設完備 ・定植機利用による省力化 ・予冷庫等の地域施設の利用 ・ブ-ロコ-リ-はセル苗 ・乾燥は自家用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営の把握と分析 ・青色申告の実施 ・パソコン利用による経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
3	施設きゅうり・ 露地野菜経営 基幹従事者2人	<基幹作目> 促成きゅうり 2,500 m ² 抑制きゅうり 2,500 m ² ねぎ 60 a ブロッコリ- 80 a <経営規模> ハウス施設 2,500 m ² 畑 1.0 ha 水田 1.0 ha	<資本装備> 鉄骨ビニ-ルハウス 2,500m ² 作業場 60m ² 温風暖房機 3台 施肥灌水装置 1式 自動噴霧機 1台 トラクタ-(30ps) 1台 農用トラック 1台 <経営条件> ・施設は環境制御による 作業の省力化 ・露地野菜の植付作業は 機械化による省力化 ・予冷库等の地域施設の 利用	・複式簿記 記帳により 経営の把握 と分析 ・青色申告 の実施 ・パソコン 利用による 経営管理	・休日制の導入 ・家族経営協定 の締結に基づく 給料制の導入
4	施設きゅうり 経営 基幹従事者2人	<基幹作目> 促成きゅうり 3,500 m ² 抑制きゅうり 3,500 m ² <経営規模> ハウス施設 3,500 m ²	<資本装備> 鉄骨ビニ-ルハウス 3,500m ² 作業場 60m ² 温風暖房機 3台 施肥灌水装置 1式 自動噴霧機 1台 トラクタ-(30ps) 1台 農用トラック 1台 <経営条件> ・促成と抑制の年2作 ・環境制御による管理作 業の省力化 ・選別、荷造りの簡素化 ・病虫害防除の自動化	・複式簿記 記帳により 経営の把握 と分析 ・青色申告 の実施 ・パソコン 利用による 経営管理	・休日制の導入 ・家族経営協定 の締結に基づく 給料制の導入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
5	やまといも・ 露地野菜経営 基幹従事者2人	<基幹作目> やまといも 3 ha ごぼう 1 ha <経営規模> 畑 4 ha (うち 2ha借地)	<資本装備> 作業場 100㎡ 予冷库 2基 真空パック機 1台 トラクタ-50,30ps各1台 掘り取り機 1台 やまといも植付機 1台 畑地かんがい施設 <経営条件> ・定植作業の機械化 ・スプリンクラー等灌水施設の 整備 ・機械化一貫体系により 作業の効率化と低コスト 化	・複式簿記 記帳により 経営の把握 と分析 ・青色申告 の実施 ・パソコン 利用による 経営管理	・休日制の導入 ・家族経営協定 の締結に基づく 給料制の導入
6	露地野菜経営 (ねぎ、 ブロッコリ-主体) 基幹従事者2人	<基幹作目> ねぎ 1.2 ha ブロッコリ- 秋冬 1.5 ha 初夏 0.8 ha レタス 0.2 ha <経営規模> 畑 1.7 ha 水田 1.0 ha	<資本装備> トラクタ- 30ps 1台 ねぎ植付機 1台 移植機 1台 ねぎ皮むき機 1式 畑地かんがい施設 <経営条件> ・定植機利用による省力 化 ・予冷库等の地域施設の 利用 ・ブロッコリ-は、セル成型苗の 利用 ・自動包装機の利用によ り荷造り業の合理化	・複式簿記 記帳により 経営の把握 と分析 ・青色申告 の実施 ・パソコン 利用による 経営管理	・休日制の導入 ・家族経営協定 の締結に基づく 給料制の導入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
7	施設トマト・ 露地野菜経営 基幹従事者2人	<p><基幹作目> 促成トマト 2,500 m² ねぎ 80 a ブロッコリ- 秋冬 80 a 初夏 30 a <経営規模> ハウス施設 2,500 m² 畑 1.5 ha 水田 1.0 ha</p>	<p><資本装備> 鉄骨ビニ-ルハウス 2,500m² 作業場 60m² 温風暖房機 3台 施肥灌水装置 1式 自動噴霧機 1台 トラクタ-(30ps) 1台 農用トラック 1台 定植機 2台 <経営条件> ・施設は複合環境制御による作業の省力化 ・露地野菜の植付作業は機械化による省力化 ・予冷库等の地域施設の利用</p>	<p>・複式簿記 記帳により 経営の把握 と分析 ・青色申告 の実施 ・パソコン 利用による 経営管理</p>	<p>・休日制の導入 ・家族経営協定の締結に基づく 給料制の導入</p>
8	鉢物経営 (洋ラン) 基幹従事者2人	<p><基幹作目> カトレア 1,150 m² ファレノプシ 1,150 m² <経営規模> ガラス温室 2,300 m²</p>	<p><資本装備> ガラス温室 2棟 2,300m² 多目的細霧システム 2棟 2,000m² 荷造り・作業場 100m² 暖房機 2台 除湿機 2台 冷房機 2台 <経営条件> ・温室は複合環境制御 ・切花及び鉢物の周年生産 ・カトレアは電照栽培、 ファレノプシは冷房栽培</p>	<p>・複式簿記 記帳により 経営の把握 と分析 ・青色申告 の実施 ・販売管理 、経営診断 、顧客サー ビス等にパ ソコンを活 用</p>	<p>・休日制の導入 ・家族経営協定の締結に基づく 給料制の導入</p>

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
9	養豚経営 基幹従事者2人	<p><基幹作目> 種雌豚頭数 80頭 年間出荷頭数 1,700頭</p> <p><経営規模> 豚頭数 950頭 (種雌豚80頭 種雄豚 6頭 育成豚14頭 肉豚 850頭)</p>	<p><資本装備> 分娩豚舎 200㎡ 雄豚舎等 400㎡ 肉豚舎 600㎡ 自動給餌機 3式 消毒装置 1式 堆肥発酵施設 1基</p> <p><経営条件> ・種豚候補豚は、系統造成豚を主体に供給 ・種雌豚はサキタマ系 ・肉豚はLWD(LWH)の三元交配豚</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営の把握と分析 ・青色申告の実施 ・パソコン利用による経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・臨時雇用の活用 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
10	酪農経営 基幹従事者2人	<p><基幹作目> 乳用牛(ホルスタイン種) 45頭 飼料作物 (イタリアンライグラス 5.0ha トウモロコシ 2.5ha ソルガム 2.5ha)</p> <p><経営規模> 経産牛 35頭 (育成若牛7頭、育成子牛3頭)</p> <p>飼料作付地 5.0ha (自作地2.0ha、借入地3.0ha)</p>	<p><資本装備> 牛舎 660㎡ コンハーベスタ 1台 トラクター(70ps) 1台 堆肥化施設 1基 バルククーラー 1台 パイプラインミルク 1式 パソコン 1台</p> <p><経営条件> ・飼料作付け地は遊休地活用及び団地化 ・飼料作大型機械は共同利用(3戸)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営の把握と分析 ・青色申告の実施 ・パソコン利用による飼料給与診断、経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・酪農ヘルパーの活用 ・労災保険の加入 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
11	切り花経営 基幹従事者2人	<p><基幹作目> 宿根アスター 2,000㎡ コギク 15a</p> <p><経営規模> 水田 60a ビニールハウス 2,000㎡</p>	<p><資本装備> 作業場兼車庫 1棟 100㎡ 耕運機 1台 動力噴霧機搭載型 120リットル1台 葉もぎ・結束機1台 温風暖房機 1台 パイプハウス2,000㎡ 軽トラック 1台 トラクタ20ps 1台</p> <p><経営条件> ・切り花の周年生産 ・キク・宿根草等の種苗の安定確保 ・宿根アスターは、据置3度切栽培 ・コギクは、排水条件の良い水田を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営の把握と分析 ・青色申告の実施 ・パソコン利用による経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・臨時雇用の活用 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入
12	生しいたけ経営 基幹従事者2人	<p><基幹作目> しいたけ 1年櫛木 15,000本 2年櫛木 14,000本</p> <p><経営規模> 植菌本数 15,000本 用役櫛木保有本数 29,000本</p>	<p><資本装備> 発生ハウス 198㎡ ハウス 198㎡ 人工櫛場 1,500㎡ フォークリフト等機械 1式 椎茸乾燥機</p> <p><経営条件> ・伏せ込み場及び櫛場は人工櫛場フレーム等に近く動力運搬車の乗入れ可能性 ・植菌については自動植菌を導入し、省力を図る。 ・櫛木はその年に植菌したものを秋から使用しおおむね1年間で廃櫛となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営の把握と分析 ・青色申告の実施 ・パソコン利用による飼料給与診断、経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・ヘルパーの活用 ・労災保険の加入 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

2 [組織経営体] (農業経営の指標の例)

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
1	鉢物経営 (洋ラン) 基幹従事者2人	<p><基幹作目> カトレア 1,150 m² ファレノプシス 1,150 m² <経営規模> ガラス温室 2,300 m²</p>	<p><資本装備> ガラス温室 2棟 2,300m² 多目的細霧システム 2棟 2,000m² 荷造り・作業場 100m² 暖房機 2台 除湿機 2台 冷房機 2台 <経営条件> ・温室は複合環境制御 ・切花及び鉢物の周年生産 ・カトレアは電照栽培、 ファレノプシスは冷房栽培</p>	<p>・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。</p>	<p>・給料制の導入 ・社会保険等の加入</p>
2	養鶏経営 基幹従事者2人	<p><基幹作目> 常時成鶏羽数 19,870羽 鶏卵年販売量 卸 205,033kg 産直87,872kg <経営規模> 採卵鶏 21,000羽</p>	<p><資本装備> ・ウインドレス成 鶏舎 804m² (全自動ケージシステム) 3式 ・鶏糞強制発酵装置 1基 ・鶏卵処理作業場 ・直売所 1棟 ・スチームクリーナー 1台 ・鶏糞袋詰め機 1台 <経営条件> ・品種は褐色卵鶏の利用 が40% ・全自動ケージシステム とは給餌機集卵機、除 ふん機細霧装置付設 ・大雛導入、鶏舎単位 でオールインオールアウト</p>	<p>・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。</p>	<p>・給料制の導入 ・社会保険等の加入</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本庄市の農産物を安定的に生産し、本庄市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地、農業用機械の取得や生活支援等の受け入れ体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本庄市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活用できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 本庄市が主体的に行う取組

本庄市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、本庄市農業委員会や本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。関係機関・団体と連携して、経営ノウハウを習得できる研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の修正等の措置を講じる。

本庄市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や埼玉県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本庄市は、埼玉県、本庄市農業委員会、本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合、埼玉県農業大学校等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 本庄市農業委員会は、新たに農業経営を営もうとする者に対して、農用地に関する相談対応、農用地に関する情報の提供、農用地の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の地域（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については本庄市、技術や経営ノウハウの習得については本庄農林振興センターや埼玉ひびきの農業協同組合、就農後の営農指導等フォローアップについては本庄農林振興センターや埼玉ひびきの農業協同組合、指導農業士等、農用地の確保については本庄市農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本庄市は、本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合等と連携して、区域内における就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、埼玉県及び支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、埼玉ひびきの農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本庄市の区域内において後継者がいない場合は、埼玉県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を営もうとする者が円滑に移譲を受けられるよう埼玉県及び支援センター、本庄市農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を、将来の地域における農用地利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
7 5 %	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

本庄市の本庄地域は土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への集積は進んでいるが、農用地は比較的分散していて、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、児玉地域のうち特に南部地域では、高齢化や担い手不足のため遊休農地が増加しており、認定農業者等への利用集積が課題となっている。

このような状況の中で、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、本庄市、本庄市農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、埼玉県等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図るよう努める。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

本庄市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和5年6月）の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本庄市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本庄市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- 2 農地中間管理機構が行う事業
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 4 埼玉ひびきの農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進
- 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保
- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本庄地域南部においては、地域の特色を生かして、米麦作を中心に露地野菜・畜産等を取り入れた複合経営の推進を図るとともに賃借権設定等を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。児玉地域南部のうち、中山間地域の金屋・秋平地区においては、生産基盤条件を生かした新作目の導入を重点的に実施する。特に一体的な賃借権設定等を推進し、土地改良区の積極的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 児玉地域北部においては、農用地利用改善事業を重点的に推進する。このことによって、担い手への農用地の集積、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう農業経営基盤の強化を図る。

さらに、本庄市は、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業

(1) 地域計画推進事業

本庄市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、農用地について賃借権設定等を促進する。

① 農業者等による協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては本庄市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るものとする。

参加者については、農業者、本庄市、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、埼玉ひびきの農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、埼玉県その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。なお、協議の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本庄市に設置する。

② 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている地域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(2) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本庄市は、地域計画の策定に当たって、埼玉県、農地中間管理機構、埼玉ひびきの農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて賃借権設定等が行われているかの進捗管理を定期的に実施する。

2 農地中間管理機構が行う事業

(1) 本庄市は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本庄市、本庄市農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合は、農地中間管理機構が行う事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本庄市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本庄市に提出して、農用地利用規程について本庄市の認定を受けることができる。
- ② 本庄市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本庄市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本庄市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人の定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について賃借権設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の賃借権設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本庄市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げ

る要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について賃借権設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について賃借権設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所要者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に賃借権設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について賃借権設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本庄市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本庄市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、本庄農林振興センター、本庄市農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、児玉地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 埼玉ひびきの農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進

(1) 農作業の受委託の促進

本庄市は、地域計画の実現に当たり、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 埼玉ひびきの農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには賃借権設定等への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 埼玉ひびきの農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

埼玉ひびきの農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携の下、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

本庄農林振興センターや埼玉ひびきの農業協同組合等の関係機関と連携し、本庄市に設置している就農相談窓口を活用して、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本庄市は、本庄農林振興センター、本庄市農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合等と連携・協力して農業者に関する情報を共有し、研修、営農指導や必要に応じて面接等を行うことにより、当該青年等の就農前後の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うこととする。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

青年等を対象とした交流機会の提供、経営発展意欲の高い者に対する研修会等により、更に安定的な経営体への成長を促す機会の提供等の支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成に誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については本庄農林振興センター、生産技術や経営手法については埼玉県農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合、認定農業者等、農用地の確保については本庄市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本庄市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本庄市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、ライスセンター、野菜集出荷施設（選果施設を含む。）等の農業近代化施設の導入・利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本庄市は農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本庄市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作を中心とした輪作体系の望ましい経営の育成を図ることとする。特に農業協同組合等により地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積や集約による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本庄市は、美しい村づくりの推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本庄市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本庄市は、本庄市農業委員会、本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構その他関係機関・団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

本庄市農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤

強化の円滑な実施に資することとなるよう、児玉地域担い手育成総合支援協議会の
下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本庄市は、このよう
な協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な
事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。
- 2 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計
画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告
日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及
び公告することができるものとする。